



週間情報



No.2027

発行日 平成 20 年 7 月 15 日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担 当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆ 迅速・的確な消防行政の強力な推進に向けての要望

全国消防長会

東京都で行われた第 60 回全国消防長会総会での審議において、全国消防長の総意により決定した決議事項に基づく要望及び平成 21 年度国の予算概算要求に係る要望を下記のとおり、7 月 14 日消防庁長官室にて、小林会長、小野田財政委員会委員長（神戸市消防局長）が岡本消防庁長官に行いました。

なお、本件要望は、同日、衆参両議院総務委員会委員長、自由民主党消防議員連盟役員、地方六団体会長に対しても行いました。

記

【第 60 回全国消防長会総会決議推進重点事項】

- 一、消防の広域化への対応
- 一、消防救急無線及び指令業務の広域化・共同化
- 一、救急業務高度化への対応及び救急需要対策
- 一、広域消防応援体制の充実と運用の強化
- 一、危険物施設及び防火対象物等の防火安全対策

【平成 21 年度国の予算概算要求に係る要望事項】

- 1 緊急消防援助隊が地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ迅速に実施できるよう、引き続き消防車両等の施設・装備等の整備に必要な補助金について十分な額を確保されたい。
- 2 大規模地震の際に消防水利や飲料水、生活用水を確保する耐震性貯水槽等、住民生活の安心・安全を確保することができるよう、消防防災施設の整備に必要な補助金について、十分な額を確保されたい。
- 3 消防の広域化については、今後も地方債や地方交付税による必要な財政措置を講じられたい。また、消防救急無線のデジタル化及び指令業務の広域化・共同化について、特に多額の費用が必要となるため、財政措置の更なる充実を図られたい。
- 4 地方交付税については、今後も消防行政を取り巻く状況の変化に機敏に対応し、地域において必要な消防課題に対する適切な財源措置を行っていただくよう特段の配慮を願いたい。



◆ 岡本消防庁長官に要望書を手渡す小林会長、小野田財政委員会委員長

消防本部の動き

◆ 簡易型硫化水素ガス除去装置の配備について

柏市消防局（千葉）

柏市消防局では、硫化水素ガスを発生させて自殺を図るケースが全国的に多発しているのを受け、簡易型硫化水素除去装置を市内全域に出場する消防特殊機動部隊、安全管理室・指揮隊の2隊に配備しました。

簡易型硫化水素除去装置は、先に大阪市消防局が開発したプラスチック製衣装ケースを使用した装置になったもので、消防団OBで組織している「柏市消防協力隊」元・隊長である市内業者の協力で作製し、軽量化を図るためケースにはアルミ製の枠、内部の視認性を確保するため透明アクリル板を使用しました。また、強度を保つため、蓋には12mmの合板を使用しステンレス製の枠で補強を加えました。さらに、取手、キャスターを取り付け、より頑丈で持ち運びしやすいものとなっています。

7月11日に発生した柏市内の硫化水素を使用した自損現場で使用し、効果を発揮しています。



国等の動き

◆ 消防庁業務計画の策定

消防庁

標記について、平成20年7月3日に報道資料として発表されましたので、次のとおりお知らせします。

平成17年9月の「首都直下地震対策大綱（中央防災会議決定）」において、首都中枢機関は発災時の機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定することとされており、これを受け、今般、消防庁業務継続計画を策定いたしました。

消防庁は、大規模災害発生時においては、消防機関等と密接に連携した災害応急対策業務に従事することとされておりますが、加えて、国民生活や経済活動への影響を考慮し、継続して実施しなければならない通常業務も存在します。本業務継続計画は、それらの非常時優先業務を抽出・特定するとともに当該業務の執行体制や執務環境の確保等に関する対策をとりまとめたものです。

今後、消防庁は、本計画に基づき、発災時においては、非常時優先業務に対し、限られた人的・物的資源を優先的・効率的に配分するとの視点に立ち、業務継続力の向上に努めてまいります。

【別添資料】

○消防庁業務継続計画の概要（省略）

○消防庁業務継続計画（省略）

※ 上記資料は、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載されています。

【問い合わせ先】

消防庁総務課企画係 伊藤(要)・大塚(豪)

TEL：03-5253-7506（直通）

FAX：03-5253-7531

◆ 国民保護における避難施設の機能に関する検討会報告書の公表

消防庁

標記について、平成 20 年 7 月 3 日に報道資料として発表されましたので、次のとおりお知らせします。

消防庁では、国民保護における避難施設の機能について、具体的かつ専門的に調査・検討することを目的として、平成 19 年 10 月より、「国民保護における避難施設の機能に関する検討会」を開催しています。

平成 19 年度に計 3 回の会議を開催し、国民保護事案に対応するために地方公共団体が指定している避難施設の現在の状況及び海外の事例を調査するとともに、NBC 等各種攻撃から国民の生命及び身体を保護するために避難施設が備えるべき機能等について検討を行ってまいりました。

この度、これらの検討結果を踏まえて、①既に指定されている避難施設の機能強化と②新たな指定について「国民保護における避難施設の機能に関する検討会報告書」が取りまとめられましたので、別添のとおり公表いたします。

[添付資料]

- 1 国民保護における避難施設の機能に関する検討会報告書のポイント（省略）
 - 2 国民保護における避難施設の機能に関する検討会報告書の概要（省略）
- ※ 報告書全文は、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載されています。

【連絡先】

担当：消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室
君塚課長補佐・高見澤
T E L：03-5253-7550
F A X：03-5253-7543

◆ 「平成 20 年度住宅防火対策推進シンポジウム」の開催について

消防庁

「平成 20 年度住宅防火対策推進シンポジウム」の開催について（平成 20 年 6 月 26 日付け消防予第 163 号）が消防庁予防課長名にて各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁及び各指定都市消防長あて通知されましたので、次のとおりお知らせします。

平成 15 年から 5 年連続して年間 1,000 人以上の方が住宅火災で亡くなっており、その大部分を高齢者が占めています。今後急速に高齢化が進むなか、火災が発生した場合、自力による避難が困難な高齢者の死者増加が懸念されるところであり、住宅防火対策は、消防行政における喫緊の課題となっています。

こうした状況にあって、消防法等の改正により住宅用火災警報器等の設置について、新築住宅は平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅は市町村条例で定める日から義務化されることとなっており、本年 6 月 1 日から全国約 4 分の 1 にあたる 400 を超える市町村において、既存住宅での義務化が既に開始されており、普及促進を強力に進める必要があります。

そこで、この時機を捉え、住宅用火災警報器等の普及と住宅防火への意識啓発を図り、住宅防火対策の重要性を広く周知することを目的として別添（省略）のとおり、シンポジウムを開催することとしましたので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨ご周知くださるようよろしくお願いいたします。
※ 全文については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載されています。

<連絡先>

総務省消防庁予防課予防係
渡邊・中村
Tel (03)5253-7523
Fax (03)5253-7533
mail:s8.nakamura@soumu.go.jp

◆ 執務資料の送付について

消防庁

「執務資料の送付について」（平成 20 年 7 月 8 日付け消防予第 170 号）が消防庁予防課長名にて各都道府県消防主管部長、東京消防庁及び各指定都市消防長あてに通知されましたので、次のとおりお知らせします。

障害者ケアホーム等の消防法上の取扱いに係る質疑応答について、別添のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

別添

- 問 1 現行の消防法施行令別表第 1（6）項口については、障害者共同生活介護等が含まれる障害福祉サービス事業を行う施設について「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る」と規定されており、障害者共同生活介護等を行う施設（障害者ケアホーム等）が明確に規定されていないが、同項口に障害者ケアホーム等は該当するのか。該当するとした場合、その考え方をご教示願いたい。
- 問 2 上記 1 について該当するとした場合にあっては、現在、同項口には該当しないものとして運用されている状況が一部あることも踏まえ、早期の対応を促しつつ、規制の適用に当たって対応のための十分な期間が必要と考えられるがどうか。特に、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号）により、平成 21 年 4 月 1 日以降、改正後の同項口及びハに障害者ケアホーム等が明確に位置付けられ、平成 24 年 3 月 31 日の経過措置期間までに、入所者の状況や面積に応じて、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等を設置しなければならないこととされており、こうした規制に向けた対応の準備が進められている状況も踏まえ、どのように対処すべきかご教示願いたい。

(答)

- 1 令別表第 1 においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、令別表第 1 の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。
- このような観点から、令別表第 1（6）項口にあつては、高齢者、児童、障害者等の福祉援護を行う施設として、当該防火対象物におけるサービスの提供内容、高齢者等のサービスへの依存の程度等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ、当該用途に該当するかどうか判断するものである。
- 2 既存の障害者ケアホーム等の中には、所轄消防機関の判断として、令別表第 1（5）項口等に区分されているものが実態として存するところである。また、こうした施設で、実態に照らし、同表第 1（6）項口に区分される施設の基準に沿った対応が適切と考えられるものにあつては、新たに安全対策を講じることが求められる場合もあるが、現在の取扱いが必ずしも関係者の不作為によるものではないこと等から、その実施に係る負担にかんがみ実情に即した取扱いを求められているところと承知している。
- このようなケースについては、個別の防火対象物の実情を勘案しながら、関係者に対し早期の対応を促す一方、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号）等による高齢者や障害者等の安全確保の趣旨、その施行期日や経過措置期間等を踏まえ、関係基準に適合するまでの間の当面の措置として、火気管理や可燃物管理の徹底、火災の監視体制や通報体制の強化を図るよう指導していくことが適切と考えられる。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : weekly@fcj.gr.jp